

4 経営第2483号
令和5年1月19日

各都道府県主務部長 殿

(46都道府県主務部長、茨城県農業共済組合連合会及び全国農業共済組合連合会宛て同趣旨の通知を发出)

農林水産省経営局保険課長
保険監理官

今冬期の大雪等による農作物等の被害防止に向けた技術指導
の徹底及び農業保険の対応について

気象庁発表の暴風雪と高波に関する全般気象情報(令和5年1月19日)によると、19日夜には日本海で低気圧が発生し、急速に発達しながら日本海を東北東へ進み、20日夜から21日未明頃にかけて北日本を通過し、低気圧通過後は、北日本を中心に強い冬型の気圧配置となる見込みであり、北日本の日本海側を中心に20日から21日にかけて、雪を伴って非常に強い風が吹く見込みとなっています。

また、今後もしばらく降積雪期が続くため、積雪及び寒害に対して適切な備えを行い、油断なく警戒することが重要です。

貴職におかれましては、各地域の状況に応じた迅速かつ適切な対応が行われるよう、「農業技術の基本指針」(令和4年4月農林水産省公表)も踏まえ、貴管内の農業共済組合に対して、機会を捉えて組合員等へ周知するよう御指導をお願いいたします。

特に園芸施設については、ハウスの構造強化や補修、融雪対策、倒壊の危険があるときには被覆材の除去を行うといった上記指針の内容を、貴管内の農業共済組合が、JA等と連携しつつ組合員等に対し周知するよう御指導をお願いいたします。

また、貴職におかれましては、既に、「今冬期の大雪による農作物等の被害に係る迅速かつ適切な損害評価の実施、共済金の早期支払及び収入保険に係るつなぎ融資の実施等について」(令和4年12月26日付け4経営第2279号農林水産省経営局保険課長及び保険監理官連名通知)を踏まえ、貴管内の農業共済組合に対して御指導いただいているところですが、被害が発生した際には、迅速に被災農業者の経営安定を図るため、貴管内の農業共済組合の取組が徹底して行われるよう、改めて御指導をお願いいたします。

(参考) 「農業技術の基本指針」(令和4年4月農林水産省公表)

https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kihyo03/gityo/g_kihon_sisin/r4sisin.html